

会 議 録

審議会等の 名称	平成31年第1回教育委員会（定例会）
開催日時	平成31年1月23日（水）14:00～14:30
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公 開の区分	公開
出席者	藤本教育長、宮原委員、佐々木委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、山本委員
欠席者	
事務局	藤本教育部長、吉村教育部次長、中村教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、重枝学校教育課長、井上社会教育課長、磯部文化財保護課長、藤井中央図書館長、石川教育総務課主幹、岡本教育総務課副主幹
付議案件	議 案 （1）山口市立学校管理規則の一部を改正する規則 報告事項 （1）平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について （2）平成31年山口市成人式の参加状況について （3）史跡大内氏遺跡保存活用計画（案）について
	<p>藤本教育長 ただいまから、平成31年第1回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p> 本日の会議録の署名は、横山委員さんと山本委員さんをお願いいたします。</p> <p> 本日は、議案1件、報告事項3件となっております。</p> <p> 公開・非公開を確認する議案等はございませんので、順番どおり始めたいと思います。</p> <p> それでは、議案第1号の「山口市立学校管理規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願いします。重枝学校教育課長。</p>
	<p>重枝学校教 それでは、議案第1号山口市立学校管理規則の一部を改正する規則について御説明いたします。</p> <p>育課長 資料は議案集①の1ページと2ページ、議案参考資料②の1ページから3ページでございます。</p> <p> 今回の改正につきましては、平成29年3月に学校教育法及び学校教育法施行規則が一部改正され、事務職員についての規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変更されたことに伴うものでございます。</p> <p> ②の議案参考資料の1ページを御覧ください。</p>

	<p>法の改正にあわせまして、第11条の第8号の表記を「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変更をしております。</p> <p>また、施行規則の改正にあわせまして、同じく②議案参考資料の2ページでございますけれども、第24条第2項にあります事務長の規定を「総括する」に変更し、また、第25条及び26条の主査及び事務主任の規定、並びに第27条の主任主事及び主事の規定を、それぞれ変更いたしましたところでございます。</p> <p>これらの変更点を議案集①の2ページでございます山口市立学校管理規則の一部を改正する規則としてまとめまして施行することにより、山口市立学校の管理規則を改定するものでございます。</p> <p>御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第1号につきまして、意見、質問等はございますか。</p> <p>ないようでしたら、議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号の平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について、事務局から説明をお願いいたします。重枝課長。</p>
重枝学校教育課長	<p>議案集①の3ページ、それから議案参考資料②の4ページからが資料でございます。</p> <p>例年、国において行われております全国学力・学習状況調査でございますけれども、参考資料②の5ページに示してございますように、国から来年度の参加についての照会がございました。</p> <p>それを受けまして、4ページにあります県の教育委員会から各市町の教育委員会に参加の意向についての問い合わせがあったところでございます。</p> <p>申し込みの期限が、昨年12月25日火曜日となっておりますことから、6ページ、7ページでございますように、山口市の回答といたしまして、昨年12月20日付、前回の教育委員会が開催された日でございますけれども、その日の夕方に発送したところでございます。</p> <p>内容といたしましては、7ページでございますように小学校32校、本市立小学校は33校ございますが、串小学校が来年度6年生がおりませんので、対象なしということで32校、中学校につきましては18校ということで提出しております。中学校につきましては、分校も1校としてカウントをするという規定がございまして、大内中学校氷上分校を1校として、合わせて18校の参加を申し込んだところでございます。</p>

	<p>なお、実施日につきましては4月18日木曜日ということになっております。また、来年度につきましては、新たに英語が実施されますが、英語の「話すこと」につきましては、現在各市町で配備されているパソコンがきちんと動くかどうかの確認について、今週いっぱいを目途に各学校から状況の報告が上がり、それを受けまして「話すこと」に参加するという意向を新たに3月末をめどに国へ報告することとなっております。</p> <p>以上で、参加申込みについて御報告を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、報告1号につきまして意見、御質問等はありませんでしょうか。</p> <p>中学校は、国語、数学、英語ですか。</p>
重枝学校教育課長	<p>はい。国語、数学、英語でございます。</p>
藤本教育長	<p>小学校は、国語、算数ですか。</p>
重枝学校教育課長	<p>はい。国語と算数でございます。</p>
藤本教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、続きまして報告2号の平成31年山口市成人式の参加状況について、事務局から説明をお願いいたします。井上社会教育課長。</p>
井上社会教育課長	<p>それでは、報告第2号の平成31年山口市成人式の参加状況について御報告いたします。</p> <p>議案集①の4ページ、そして本日お配りしております資料Aを御覧ください。</p> <p>平成31年山口市成人式を、去る1月13日日曜日に山口市民会館大ホールにおいて挙行いたしました。委員の皆様方におかれましては、御出席ありがとうございました。今年度の参加対象者は、平成10年4月2日生まれから平成11年4月1日生まれの方でございます。</p> <p>地区別の参加状況につきましては、資料Aのとおりでございます。総計でございますが、対象者2,279人に対しまして、参加者総数は1,566人、出席率は68.7%でございました。前年に比べまして出席率では1.2ポイントの増となっております。</p> <p>当日はお天気に恵まれて、暖かな日でございます。新成人が式典等でやじを飛ばすなどトラブルもございませんでした。</p> <p>また、成人年齢を18歳に引き下げる民法改正が2022年4月から施行されます。これを受けまして、成人式のあり方について全国的な話題になっておりますが、成人式について定めた法律等はありません。成人式は、各自治体の判断で実施されるのが基準となっております。成人式が単に成人を祝う場ではなく、本市の若者が一堂に会する貴重な機会と捉え、本市への愛着を育み、若者の定住につながる成人式について</p>

	<p>は、二十歳の集いということで、国の動向も踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上で、社会教育課から報告第2号について、説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、報告第2号につきまして、意見、御質問等はございませんでしょうか。</p> <p>続きまして、報告第3号の史跡大内氏遺跡保存活用計画（案）について事務局から説明をお願いいたします。磯部文化財保護課長。</p>
磯部文化財保護課長	<p>それでは、報告第3号の史跡大内氏遺跡保存活用計画（案）について御説明申し上げます。</p> <p>資料は、議案集①の5ページ、当日配付資料といたしております資料Bでございます。あわせてA4の分厚い冊子をつけておりまして、こちらが本編でございますが、かなりの分量がございますので、資料Bと書かれたA3用紙2枚にまとめたもので御説明をさせていただきます。</p> <p>なお、本編の該当ページをP. ○○と表示しております。</p> <p>まず、本編の説明に入ります前に、参考資料を御覧ください。2枚目でございます。</p> <p>計画の位置づけについてでございますが、参考資料にございますとおり、第2次山口市総合計画の下の部門計画として平成31年度末策定を予定しております歴史文化基本構想というのがございますが、今回、策定の保存活用計画は、その下位の個別計画に位置づけられると考えております。</p> <p>本来でございましたら、この歴史文化基本構想策定後に策定されるべきものでございますが、この史跡の整備事業が既に動いているということで、文化庁の指導により先行して策定することを求められたものでございます。上位計画やほかの計画との整合性については、調整、連携を図り、検討を重ねてまいりましたので、我々としては問題がないものと考えております。</p> <p>1枚目に戻っていただきまして、まず第1章でございますが、計画の沿革や目的について述べております。</p> <p>昭和56年に、本史跡の保存管理計画を定めましたが、策定後38年を経て、土地利用形態の変化や史跡の活用への要請が高まるなど、社会的諸条件が変化したことに対応し、将来にわたって史跡を適切に保存し活用できるよう、従来の保存管理計画を改定して、保存活用計画を策定するものでございます。</p> <p>策定は、参考資料の右側にございますとおり、平成28年度から30年度にわたりまして、保存活用計画策定会議を組織して検討を重ね、平成30年12月に上位会議でございます史跡大内氏遺跡保存対策協議会において承認をいただいたところでございます。</p> <p>今後、経営会議やパブリックコメント等を経まして、平成31年4月</p>

1日に施行予定といたしております。

次に、第2章大内氏遺跡附凌雲寺跡の概要でございます。

本史跡は百済の王族の子孫という伝承を持ち、最盛期には王朝を中心に交易を行った守護大名大内氏の本拠地でございます。館跡のほか4遺跡で構成しております。昭和34年に史跡指定され、その経緯・指定の状況について10ページから21ページにまとめておりますが、詳細については省略をさせていただきます。

次に第3章、大内氏遺跡の本質的価値でございます。

本質的な価値とは、遺跡に指定された土地に存在する我が国の歴史上、または学術上の価値でございます。大内氏遺跡全体について、また史跡を構成する4遺跡について昭和34年の指定説明から整理をいたしております。

また、その後の発掘調査等調査研究を踏まえた新たな価値についても提示してございまして、現在の本質的価値について総括をいたしております。

次に、第4章ですけれども、現状と課題、これにつきましては4遺跡についてそれぞれ保存管理、活用、整備の面から現状及び課題について整理をいたしております。

次に、第5章、大綱、基本方針でございます。

この章以下が、本活用計画の肝というべきものでございまして、今後の保存活用の基本理念等について定めたものでございます。

まず、史跡全体の基本理念ですが、つながる大内氏遺跡、室町・戦国時代において、西国最大の勢力を誇った守護大名、大内氏の城館跡の価値と特色をあきらかにするとともに、大内氏遺跡4遺跡などをつなぎ、市民・地域の支えで大内文化を守り、生かすと設定をいたします。

このつながるというキーワードは下側に示しておりますように、史跡が現在から未来へ向けてさまざまなものにつながり、大内文化で継承されていくことを示したものでございます。

また、右側に示しておりますように、構成する各遺跡についても本質的価値を将来に引き継ぐべく、個々の4遺跡について保存活用の基本理念を設定いたしましたところでございます。

次に、保存活用の基本方針でございますが、大きくは調査研究、保存管理、活用、整備、運営体制の5点について取り組んでまいります。

保存管理以下は、この後の第6章以降で御説明をいたします。

調査研究に関しましては、山口市の礎を築いた大内氏及び大内文化を発掘等による検証でさらに明らかにしてまいります。

次に裏面を御覧ください。

第6章では、保存管理について述べております。

方向といたしまして、史跡を構成する4遺跡と史跡周辺について、そ

れぞれゾーン基準を設定いたしまして、景観の保全を前提とした各ゾーンにふさわしい保存管理の方向性を示唆いたしております。

そのための方向といたしましては、文化財保護法に定められた史跡内の現状を変更する行為について、ゾーンごとに取り扱い基準を規定いたしましたところがございます。

また、史跡周辺につきましては、文化財の保存に関しては歴史文化基本構想、景観の保全については山口市景観計画を踏まえること、またそのほかに史跡の追加指定や土地公有化などの方法を示唆いたしております。

次に、第7章の活用についてでございます。

平成31年4月の施行予定の改正文化財保護法により、文化庁の政策も活用に向けて大きくかじを切ったところがございますが、本計画におきましても、この方向性を打ち出しております。

まず、方向性といたしましては、4つの遺跡の価値と特色を学び体感できる場として活用を進めるとともに、大内氏の関連遺跡やそのほかの文化財、観光資源などとのネットワーク的な活用、また学校教育や社会教育、観光交流、まちづくりなどの部門や市民、地域活動団体との連携を行ってまいることとしております。

活用の方法といたしましては、例えば館跡について大内氏の居館として中世都市山口の中核であり、後に菩提寺へと変遷した遺跡であることを伺い知れるような整備、またその見学会を実施するなど、4遺跡の特性を生かした整備や学習会等を実施するとともに、ガイダンス機能を充実させてまいることとしております。

ここに載せております写真でございますが、左側が高嶺城の現地で実施した城跡の説明会の様子でございます。また、右の写真は整備を行った館の池泉庭園での大茶会の風景でございます。このような歴史的な場所で、文化的な活動がされることも連携の一つでございます。活性化のために有効なことであると考えております。

第8章では、整備について定めております。

方向性といたしましては、史跡の確実な保存と有効な活用を目的とし、保存のための整備と活用のため整備を実施いたすこととしております。特に、活用のための整備においては、周辺環境を含めて検討することが重要であると考えております。

方法については、個々の遺跡につきましては、各遺跡の特性を生かした方法を検討し、個々の遺跡の情報提供機能の充実を図るとともに、大内氏遺跡全体のガイダンス機能を整備してまいることとしております。

第9章に運営体制について述べております。

方向性といたしましては、運営体制の整備には市民の御理解と御協力が必要でございますことから、土地所有者、地域活動団体、関連機関な

	<p>どと連携する体制を目指すこととしております。</p> <p>方法といたしまして、地域活動団体との連携体制の確保や協力者とのネットワークづくりを行った後、現地での体験機会等の充実を図ること、また行政の体制整備として関係各課との定期的な会合を開き、保存活用に関する情報交換と実践を行ってまいることとしております。</p> <p>次に第10章、施策の推進計画でございますけれども、中期計画と長期計画を示しております。中期計画は総合計画の計画期間とあわせ、平成39年度としておりまして、長期計画につきましては将来的な展望を踏まえたものを提示しております。</p> <p>最後に第11章の経過観察では、施策の実施について3段階に分けて進捗や計画の妥当性を検証しながら、施策の修正、改善を図ってまいることとしております。</p> <p>以上、史跡大内氏遺跡保存活用計画（案）について、概要を述べさせていただきました。分量が多く、大まかな概要のみの説明となりましたが、以上で報告を終わらせていただきます。</p>
藤本教育長	<p>それでは、報告第3号につきまして、意見、御質問等はありませんか。</p>
藤本教育部長	<p>補足説明をさせていただきます。今、お示ししておりますのは、来週に開催されます部長級以上が集まる経営会議で説明をさせていただき、併せて、議会にも説明をさせていただくものでございます。その後、パブリックコメントを実施することで、市民の皆さんにお示しをさせていただいて、二ヶ月程度の猶予をもって成案化してまいることとしております。委員の皆さんにおかれましても、御意見をいただければと考えておりますので、お気づきがございましたら文化財保護課に御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
藤本教育長	<p>山本委員。</p>
山本委員	<p>資料Bの第5章、本文でいえば60ページですが、つながる大内氏遺跡の下に、「未来につながる、現在につながる、公開につながる」など、「つながる」というキーワードを拾って流れていますけど、これはキャッチコピーですか。</p>
磯部文化財保護課長	<p>そうです。「つながる」ということを一つのキーワードとしてこの史跡大内氏遺跡というものを未来に、あるいは大内文化を未来につなげていこうという考えから、一つのタイトルとして挙げたものでございます。</p>
山本委員	<p>このキャッチコピーが、この活用計画の中、あるいは保存活動の中で、どこでどのように生きてくるのかということがわからなかったのでお伺いしてみたものです。</p>
藤本教育長	<p>その点について、説明をお願いします。磯部文化財保護課長。</p>
磯部文化財	<p>今後、この活用計画に基づいて各種整備事業や活用事業を行ってまい</p>

	<p>保護課長 りますけれども、その中で、例えば史跡が未来につながる保存・継承というものにつきましては、整備・活用、あるいは調査・研究をすることによって、未来につなげていくということをこの計画全体の中で述べております。そのため、このような分厚いものになっております。</p>
	<p>山本委員 キャッチコピーではなくて、基本コンセプトとかを加えたほうがいいですね。</p>
	<p>藤本教育長 そうですね、コンセプトのほうがいいかもしれませんね。</p>
	<p>山本委員 ありがとうございました。</p>
	<p>吉村 教育部 文化財の保護に関しましては、今までは保存管理が主でございましたが、活用の視点にシフトしていきたいということが文化庁から示されておりますことから、この計画につきましても、文化財保護課が単独で行うということではなく、いろいろな部署や主体が連携しながら行うことで、交流人口の増加等、まちづくりの材料として捉えてやっていくというようなことが大きな目的とされております。その中で保存管理や活用整備に関するキーワードについて章立てをいたしております。</p>
	<p>藤本教育長 よろしいでしょうか。 それでは、以上で本日の付議案件については終了いたしました。 次回の定例会は、こちらの第2会議室で、2月14日木曜日でございます。午後2時00分からの予定でございます。よろしく願いいたします。 以上をもちまして、平成31年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>
<p>署名</p>	<p>上記のとおり相違ありません。 平成31年1月23日</p> <p style="text-align: right;"> <u>教育長</u> <u>署名者</u> <u>署名者</u> <u>会議録調製</u> </p>